

甲州市省エネエアコン普及促進事業補助金交付要綱

令和7年12月24日

告示第150号

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー価格等の物価高騰の影響を受ける生活者の支援を目的とし、併せてゼロカーボンシティの実現のため、省エネルギー性能の高いエアコンの購入経費に対して予算の範囲内で甲州市省エネエアコン普及促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、甲州市補助金等交付規則（平成17年甲州市規則第49号。以下「規則」という。）に定めるものほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「省エネエアコン」とは、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく小売事業者表示制度において、経済産業省が定める統一省エネラベルの多段階評価点が2.0以上又は日本産業規格C9901に基づく目標年度2027年度における省エネ基準達成率が100パーセント以上であり住宅に固定して設置する一般家庭用エアコンをいう。

2 この要綱において「住宅」とは、市内に存する住宅であって、補助金の交付を受けようとする者が自ら居住するものをいう。ただし、兼用住宅にあっては、居住の用に供する部分に限る。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当しているものとする。

(1) 第7条の規定による補助金の申請を行う日において市内に住所を有する者であり、かつ、属する世帯の世帯主であること。

(2) 補助対象者及び当該者の属する世帯の世帯員に市税の滞納がないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が、令和7年4月1日から令和8年3月3日までの間に省エネエアコン（新品未使用品に限る。）を購入し、当該省エネエアコンを同日までに住宅に設置する事

業とする。

- 2 補助対象事業に係る省エネエアコンについては、一の住宅につき1台限りとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、補助対象事業に関して他の補助金、助成及び公的給付その他のこの要綱と同趣旨の制度による交付決定等がされている場合は、補助対象事業としない。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、省エネエアコンの購入及び設置に要する次に掲げる費用の合計額（消費税及び地方消費税を除く。）とする。ただし、既設エアコンの撤去及び処分に要する費用は、補助対象経費としない。

- (1) 本体購入費用
- (2) 標準取付工事費用
- (3) 前号の取り付けに必要な部品等の購入費
- (4) 前各号に掲げる費用に類するものとして市長が認める経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、4万円を限度とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる各号のいずれかの要件に該当する場合の補助金の額は、前項の規定により算出した額に1万円を加えた額とする。ただし、当該額が補助対象経費の額を超えるときは、当該補助対象経費の額を補助金の額とする。

- (1) 低所得者世帯要件 補助対象者の属する世帯が令和7年度住民税非課税世帯であること。
- (2) 世帯人員要件 補助対象者の属する世帯に令和7年4月1日において65歳以上又は18歳以下の世帯員がいること。
- (3) 新規購入要件 補助対象事業に係る省エネエアコン購入時においてエアコンが1台も設置されていない住宅（令和7年度中に新築された住宅を除く。）であること。
- (4) 市内店舗購入要件 補助対象事業に係る省エネエアコンを市内の店舗において購入していること。

(交付申請及び実績報告)

第7条 規則第2条の規定による申請は、甲州市省エネエアコン普及促進事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和8年3月3日までに行うものとする。

- (1) 補助対象経費が確認できる書類
- (2) 補助対象事業に係る省エネエアコンであることが確認できる書類
- (3) 補助対象事業に係る省エネエアコン設置状況の写真
- (4) 新規購入世帯加算に該当する場合にあっては、補助対象事業に係る省エネエアコン設置前及び設置後の建物全体（4面）の写真
- (5) 申請者及び当該者の属する世帯の世帯員の市税に滞納がないことを証明する書類
- (6) 申請者が世帯主であることが分かる住民票
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 前項第4号から第6号までに規定する書類については、申請者が次に掲げる事項について同意したときは、省略できるものとする。

- (1) 申請者及び当該者の属する世帯の世帯員の市税の課税及び納税状況の調査を行うこと。
- (2) 申請者及び当該者の属する世帯の世帯員の住民基本台帳の調査を行うこと。
- (3) 市担当職員が補助対象事業に係る現地調査を行うこと及び当該調査に協力すること。

3 第1項の規定による申請は、規則第6条の規定による実績報告とみなす。

(交付決定及び確定)

第8条 規則第4条の規定による通知は、補助金を交付する場合は、甲州市省エネエアコン普及促進事業補助金交付決定通知書兼額確定通知書（様式第2号）により、補助金を交付しない場合は、甲州市省エネエアコン普及促進事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

2 前項の規定による交付決定通知は、規則第7条の規定による確定通知とみなす。
(財産処分の制限等)

第9条 補助事業者は、補助対象事業により取得した設備等（次項において「補助対象設備」という。）を処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和

40年大蔵省令第15号)で定める期間をいう。)において、点検及び必要な整備をするなど善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 補助事業者は、処分制限期間内に補助対象設備を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄するときは、その旨を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(その他)

第10条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき交付決定された補助金については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

（宛先）甲州市長

申請者 住所
氏名
電話番号

甲州市省エネエアコン普及促進事業補助金交付申請書兼実績報告書

甲州市省エネエアコン普及促進事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請及び報告並びに誓約します。

1 省エネエアコンを設置した住宅の住所

申請者の住所と同じ

2 交付申請及び実績額 _____ 円

内訳

補助対象経費（税抜）			(a)	円
基本額：(a)の1/2の額 (1,000円未満切り捨て・上限4万円)			(b)	円
加算要件	低所得者世帯要件	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 非該当	(c) 円
	世帯人員要件	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 非該当	
	新規購入要件	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 非該当	
	市内購入要件	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 非該当	
合計：(b)+(c)			(d)	円
交付申請及び実績額：(a)、(d)のいずれか低い方の額				円

3 申請者確認及び同意事項（内容を確認し、□に✓を入れてください。）

- 私はこの補助対象事業に関して、他の助成金や補助金を受けていません。
- 私はこの補助金について初めて申請します。
- 私及び私の世帯の世帯員は納期の到来している甲州市の税金は完納しています。
- この補助金の交付決定事務のため、私及び私の世帯の世帯員の住民基本台帳及び市税納税状況並びに令和7年度住民税非課税世帯の判定について、甲州市が調査することに同意します。

※ 同意いただけない場合は、世帯主が分かる住民票と市税完納証明書の添付が必要です。

4 誓約事項

- ・ 省エネエアコン普及促進事業補助金の交付申請内容及び添付書類は、事実と相違ありません。
- ・ 甲州市から検査、報告、資料提供等の求めがあった場合は、これに応じます。
- ・ 申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、補助金を返還します。
- ・ 予算状況により、補助金が交付されない場合であっても、了承します。

5 添付書類一覧

- ・

甲州市省エネエアコン普及促進事業補助金事業に係る個人情報の取り扱い

甲州市は、甲州市省エネエアコン普及促進事業補助金事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、当該事業の原資である物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の実施状況及び実績報告のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

(参考様式)

(宛先) 甲州市長

省エネエアコン販売証明書

甲州市省エネエアコン普及促進事業補助金の交付申請にあたり、補助対象事業の内容について次のとおり証明します。

購入者	
購入品の名称等	メーカー： 商品名： 型式：
購入年月日	令和 年 月 日
購入金額	(本体価格と標準取付工事費の税抜金額) _____ 円
設置年月日	令和 年 月 日

証明者（販売店）

販売店名称

代表者職氏名

印

電話番号

担当者職氏名

※ この用紙は、領収証等がない場合に限り、購入された販売店に記入してもらい、申請書と併せて提出してください。

様式第2号（第8条関係）

番号
年月日

（申請者）様

甲州市長 印

甲州市省エネエアコン普及促進事業補助金交付決定通知書兼額確定通知書

年月日付けで交付申請のあった甲州市省エネエアコン普及促進事業補助金について、次のとおり条件を付して交付を決定し、補助金額を確定したので通知します。

補助金交付決定額（確定額）円

○ 補助金交付に際し付した条件

様式第3号（第8条関係）

番号
年月日

（申請者）様

甲州市長名印

甲州市省エネエアコン普及促進事業補助金不交付決定通知書

年月日付けで交付申請のあった甲州市省エネエアコン普及促進事業補助金について、補助金を交付しないことと決定したので通知します。

○理由